

第一回 浪江町除染検証委員会議事要旨

- 日時 : 令和6年11月27日(木) 13:45 ~ 15:30
- 場所 : 浪江町防災コミュニティセンター
- 出席者 : 塚田委員、井上委員、床次委員、眞田委員(順不同・敬称略)
- 福島地方環境事務所 環境再生課 専門官 川道
- 福島地方環境事務所 環境再生課 専門官 中田
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 支所長 馬淵
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 支所長補佐 渡邊
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 専門官 永田
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 廃棄物対策官 佐藤
- 復興庁 福島復興局 浪江支所 支所長 小倉
- 福島県 生活環境部 中間貯蔵・除染対策課 主任主査 峯村
- 福島県 生活環境部 中間貯蔵・除染対策課 主査 吉田
- 浪江町 : 浪江町 副町長 成井
- 浪江町 住民課 課長 柴野
- 浪江町 住民課 課長補佐兼除染環境係長 佐藤
- 浪江町 住民課 除染環境係 副主査 鳴川

【資料】

- 資料1 : 浪江町除染検証委員会について
- 資料2 : 特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事進捗報告
- 資料3 : 現地視察(四足歩行ロボットによる線量測定)

1 開会

発言者	内容
事務局	(開会宣言)

2 あいさつ

発言者	内容
成井副町長_浪江町	(開会に伴う挨拶)

3 第1回浪江町除染検証委員会について

発言者	内容
事務局	(資料1に基づき説明)

4 委員長・副委員長選出

発言者	内容
事務局	浪江町除染検証委員会設置要綱第6条第2項により選出 (委員長に塚田氏、副委員長に井上氏選出)

5 議事

◆ 特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事進捗報告

発言者	内容
川道専門官_環境省	(資料2に基づき説明)
井上副委員長	除染の順番について、除染の同意をされた方から順番に行っているのか、ある程度の地区を絞って行っているのか。
川道専門官_環境省	地区ごとに行うほうが効率的かつ効果的ですので、ある程度の同意が取れた地区ごとに行っています。
井上副委員長	地区ごとの中にも、除染の同意を得られない人が数人程度出てくると思いますが、どのような対応を行っていますか。
川道専門官_環境省	同意が得られなかった方に関しては、順番的には後ろになってしまいますが、同意の得られたタイミングで除染工事を行います。 また、除染工事のタイミングがずれる事情として、建物解体の先行希望による順番を気にされるケース、個人対応の支障物の処分が進まず工事が入れないケース、関係人の所在が分からないケースなどがあります。
井上副委員長	建物解体を先行して行い、その後除染が一番良いと思うのですが、環境省としては除染を先行して行うようにしているのですか。
川道専門官_環境省	相続問題や、権利者が複数いるなどの権利問題があると、必要書類を揃えるのに時間がかかるケースがありますので、状況に鑑みて除染作業を先行したほうが効果的だと判断できる場合は、関係人の方へご説明し承諾を得た上で除染を先行して行うこともあります。
塚田委員長	除染と解体工事の申請期限はいつまででしょうか。
川道専門官_環境省	除染につきましては、期限はありません。例えばですが、特定復興再生拠点区域で未同意の場所があった場合、今からでも同意が得られれば除染を行います。

	解体につきましては、拠点区域において避難指示解除がされてから一年後までとさせていただいております。特定帰還居住区域は解除時期が決まっていないため、正確な時期は未定となりますが、拠点区域と同様に、区域の避難指示解除後の一年後まで解体申請を受け付けることになろうかと思えます。
塚田委員長	解体については時期があるということで、周知はどのように行っていますか。
川道専門官_環境省	除染の同意書を送る際に解体のチラシの同封を行う。町広報に記事を記載していただき、チラシも同封していただくなど、漏れがないように周知しています。
塚田委員長	建物解体の全体数というのは把握しているのでしょうか。
川道専門官_環境省	一つの申請に対して、母屋、小屋、納屋など複数の建物がある場合も多々あるので明確な数字は把握が難しい状況です。
眞田委員	除染が完了している 6ha はどの地区になるのか。また、除染をやっているエリアの中に線量が下がらなかった、高線量だった場所はありますか。
川道専門官_環境省	羽附地区となっています。当該地区は比較的線量が低い地区になっているため、指摘されるような場所は現時点ではありません。
床次委員	その1工事は除染面積 53ha のうち 35ha が作業中という認識でよろしいのでしょうか。また、その2工事の工期はいつまでなのでしょうか。
川道専門官_環境省	その通りです。その2工事につきましては、繰越しを前提とした約1年という工期になっており、来年の今頃まで実施いたします。
塚田委員長	多くの場所で点の除染という形になると思うのですか、そこに至る道路等の生活圏の除染はどうするのでしょうか。
川道専門官_環境省	点に至る道路等につきましても計画区域指定されておりますので、生活圏及びそれらの外縁も含んだ形で、ある程度幅を広げて除染を行う予定です。
塚田委員長	現在森林に対する除染は行っておらず、あくまでも外縁に係った部分のみ除染を行ってる状況だと思いますが、大雨の影響による土砂の流入による線量増加や、少し山に入り薪木を取りたいなどで線量を心配される方もいると思います。外縁という形で幅広く除染が行われているというのは住民の方には伝わっているのでしょうか。
成井副町長_浪江	特定帰還居住区域の計画策定を行う際、住民説明会の中で実際に地図を

町	囲み場所の確認を行った経緯がありますので、多くの方がある程度幅をもって除染されることは理解して頂いていると思います。
井上副委員長	除染後のフィードバックはどのようにしていますか。
川道専門官_環境省	除染結果報告書という、除染前後の空間線量や工事写真をまとめたものを関係人の方へお渡ししています。
塚田委員長	除染後、雨などの影響により線量が高くなった場合は、これまで通りフォローアップ除染は行いますか。
川道専門官_環境省	土砂災害や台風などの要因があり、線量を測ってほしいといった依頼があれば環境省にて線量測定を行い、必要に応じてフォローアップします。
塚田委員長	放射線に対し、不安を持つ方も多くいると思います。なにか案件がありましたら当委員会で議論し、環境省へお伝えします。

◆ 現地視察(四足)

発言者	内容
川道専門官_環境省	(資料3に基づき説明)
床次委員	測定結果に係る資料の赤い部分は線量が高い場所だと思うのですが、これは人が測った場所でしょうか。また、測定場所はロボットの写真と同じ場所でしょうか。
川道専門官_環境省	フェンス付近になるため、人が測った場所だと思われます。写真と測定場所は別の場所だと思います。
塚田委員長	ロボットのみを使用するのではなく、人間も同時に測定するには理由があるのでしょうか。
川道専門官_環境省	ロボットの数が1台のみのため、ロボットにしかできない場所はロボットで測り、人ができるところは人が測定して効率化を図りながら進めています。
眞田委員	ある程度草が伸びているところは、ロボットの歩行ができなくなるので草刈りが必要になります。
塚田委員長	技術提供して頂いている眞田委員に聞きたいのですが、航空機やドローンでの空からのモニタリングを使わない理由はなんですか。
眞田委員	関係人より詳細なスポットが分かるレベルで測って欲しいとの要望があり、上空からですと太陽光パネルもあるため、5~10m程度上空を飛ばす必

	<p>要があり、詳細な数値は測定できないからです。</p>
<p>中田専門官_環境 省</p>	<p>四足歩行ロボット測定による補足なのですが、測れない場所として法面もあります。また、ドローン等の上空を利用するモニタリングは、安全面の観点より太陽光パネルに影響を及ぼす可能性も考慮すると難しいと思っております。</p>
<p>塚田委員長</p>	<p>人が高線量の場所に立ち入って測定するのはよろしくないので、こうしたロボットの活躍に期待します。</p>